

「(独)国際協力機構 筑波国際センター施設管理・運営業務」パブコメ提出意見への回答

意見募集期間：平成26年8月12日（火）～29日（金）

意見提出業者：5業者

意見提出数：36

業者名	No.	資料名	頁番号	項目	意見等	回答案	修正有無
高船三井興産（株）	1	別紙9-2	P279	車両運行管理業務実施要領	【意見】当社は車両運行業務を営んでおらず、自動車管理責任者等の人材もいないことから、貴センターの「施設管理・運営業務」本体契約の業務対象に含まないことに別契約としての締結を希望。	今回の契約においては、総括主任及びフロント業務以外は再委託可とし、再委託要件を從来より大幅に緩和していますので、再委託もしくは共同企業体にてご対応いただけるよう、ご検討願います。	無
（株）東急コミュニケーションズ	2	実施要項（案）	P5	1-1対象公共サービスの詳細な内容 (4)その他留意事項	園場管理を実施されている川上農場との連携について、現在どのような内容があるか教えていただけますでしょうか。また、ヒアリングのため、川上農場のご連絡先を教えていただけないでしょうか。	園場管理業務は、研修事業に必要な園場等の整備であり、本契約と重なる業務内容ではありませんが、同業務においては、実習棟などの施設内に機材を保管していますので、場合によっては建物利用の観点から調整をいたたく可能性があります。具体的には、例えば、冬季の夜間に温室の温度を一定にするため、灯油によるヒーターを使用することがあり、夜間は川上農場の要員は不在のため、場合によって、ヒーターの故障等について初期対応をしていただく可能性があります。また、川上農場の連絡先電話番号及び連絡可能な日時を、p.5 (4) (10) に追記します。	有
	3	実施要項（案）	P8	4.入札に参加する者の募集に関する事項 (1)入札の実施手続及びスケジュール（予定）	質疑回答から入札書類の提出までの間が、7日しかないとの認識でよろしいでしょうか。内容によっては、提出資料を変更する必要があります。質疑回答からの期間を再考いただけないでしょうか。	現時点で想定しているスケジュールでは、入札公告に係る質問回答から入札書類（全省庁統一資格の写し、下見積書、再委託に関する事項、暴力団排除手続きに関する書類）の提出までは10日間程度の期間を予定しています。なお、入札公告に係る質問回答から企画書の提出までは、3週間程度を見込んでいますが、全体スケジュールの進捗によっては短縮されることもあり得ますので、この点ご承知おき下さい。この点について、入札書類と企画書の提出期限が書き分けられていませんでしたので、p.8 4. (1) スケジュールを補足修正します。	有
	4	実施要項（案）	P10	4.入札に参加する者の募集に関する事項 (2)入札実施手続 4)入札書類	入札書類提出時に②下見積書（社印又は営業担当者印を押印した）を提出する意義を教えていただけますでしょうか。 入札時に、提出する入札書と金額が相違してもよろしいでしょうか。 貴機構が下見積書と入札書の内容を確認する作業が増えること。 入札時には、すでに金額が決まっているものを入札すること。 公平性の観点から、金額の提出は、入札時のみにする。もしくは入札書類提出時にし入れ予定日は、開札のみを行う。どちらか1回のみにしてはいかがでしょうか。	下見積書は仕様書の業務内容に見合った適切な予定価格を設定する際の参考資料として利用させていただくものであり、評価対象とはなりませんので、提出につきご理解、ご協力をお願いします。 ご指摘のとおり、入札金額が変わることから入札書に記載する金額は、下見積書に提示した金額を変更することを可とします。これについては、実施要領p.10 4) に追記します。	有
	5	実施要項（案）	P4	7.落札事業者に使用させることができるセンター施設整備に関する事項	引継期間中にても施設の一部を無償使用させていただくことは、可能でしょうか。	引継期間中に施設の一部を無償で使用いただくことは可能です。p.4 (3) にその旨を追記しました。	有
	6	実施要項（案）	P18	(7)契約に基づき落札事業者が講すべき措置 3)金品等の授受の禁止	落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることはしてはならない、とございますが、宿泊料の受領やフロント販売品の授受（切手、プラスチルカード、販売代金）等、業務範囲内の金品等の授受から除外されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りの認識です。	無
	7	実施要項（案）	P19	(7)契約に基づき落札事業者が講すべき措置 11)再委託の取扱い	再委託先の記載について、落札後、現行再委託先からの継続依頼等により、再委託先を企画書記載の会社から変更するケースが多々あります。現行の各種、再委託先をご開示いただけますでしょうか。	現行事業者が再委託している社の情報は、現行事業者の経営ノウハウに関するものであり、当センターが開示することはできません。	無
	8	実施要項（案）	P19	(7)契約に基づき落札事業者が講すべき措置 11)再委託の取扱い	フロント業務の再委託を認めない理由をご教示ください。 共同企業体の結成を認めているので、再委託を禁止する意義が薄れていると考えます。	フロント業務はセンターの「顔」であり、外部からのセンターへの評価に大きな影響を与える業務です。また、各種情報を集約し、宿泊業務の調整や金銭の取扱いも行う「要」の部署です。再委託により業務が適正に実施できないとは言い切れませんが、「責任を持って確実に業務を行っていただく」という観点から、再委託を認めないとしました。なお、共同企業体の構成員であれば、再委託には該当しません。	無
	9	実施要項（案）	P22	(7)契約に基づき落札事業者が講すべき措置 18)設備更新の際ににおける落札事業者への措置	現在、設備更新を予定されている設備機器はございますでしょうか。	今年度実施予定の設備更新、関連工事は以下の通りです。（現時点での予定であり、変更、追加の可能性あり）これについて、p.21 18) に追記します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・非常用発電機制御盤更新工事</li><li>・セキュリティドア設置工事</li><li>・井水ポンプ更新工事</li><li>・少量危険物倉庫建設工事</li><li>・構内職員住宅撤去工事</li><li>・空調設備自動制御設備更新工事</li><li>・建物診断調査 等</li></ul>	有

業者名	No.	資料名	頁番号	項目	意見等	回答案	修正有無
(株)東急コミュニケーションズ	10	別紙C	P32	従来の実施状況に関する情報の開示	落札後、現行契約会社からの継続依頼等により、再委託先を企画書記載の会社から変更するケースが多くあります。 事前に現行の契約先のご開示をいただけますでしょうか。	本契約に新たに包含する業務で当センターが契約している相手先は以下の通りです。なお、これらの情報は参考資料2として実施要領の後段に追記します。  *車両運行業務：株式会社 大新東 (Tel. 029-830-7579) *寝具、リネンサプライ及びクリーニング業務： 株式会社 小山商会 (Tel. 029-851-3305) *植栽維持管理業務：株式会社 大山緑地建設 (Tel. 029-267-3999) *自転車管理業務：サイクルショップ オザキ (Tel. 029-836-1172) *新聞購読業務： 朝日新聞、ジャパンタイムズ：多名部新聞ASA学園西部店 (Tel. 029-839-9950) 茨城新聞：宮本新聞店 (Tel. 029-872-3439) 読売新聞、日本経済新聞：読売・日経 ナカタニ (Tel. 029-871-8864) 常陽新聞：常陽新聞本社 (Tel. 029-869-9800) 下野新聞：下野新聞株式会社 (Tel. 03-5226-5450) *図書館運営業務：株式会社ケー・ディー・シー (Tel. 03-5733-5111)	有
	11	別紙1-3	P69~75	貸与物品一覧	貸与物品の購入時期についてご教示いただけますでしょうか。	貸与物品の購入時期はそれぞれバラバラであり、古い物から新しい物まで様々ですが、現状、業務に特段の支障はありませんので開示はしません。なお、これらの物品が故障もしくは使用に耐えなくなった場合にはセンター負担にて更新します。	無
	12	別紙1-6	P85~90	設備消耗品リスト	平成25年4月1日在庫数と平成25年度使用数を開示いただいているが、平成26年4月1日の在庫数もご開示いただけますでしょうか。	平成26年4月1日の在庫数を別紙1-6に追記します。	有
	13	別紙1-6	P85~90	設備消耗品リスト	4月1日の在庫数については、管理引継ぎ時についても同等程度引き継いでいただけるとの認識でよろしいでしょうか。 また、現在使用なしの管球については、引継ぎはしない認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りの認識です。なお、現在使用なしの管球については、センターが購入した物品であるため、一度引き継いでいただき、処分については相談させていただく予定です。	無
	14	別紙1-6	P85~90	設備消耗品リスト	前回、取替した時期を教えていただけますでしょうか。	状況を見て、巡回時や依頼が有った場合に適宜交換しており、具体的な取替え時期は決まっていません。	無
	15	別紙1-6	P90	設備消耗品リスト	フィルター（中性能、プレ）の予備フィルターはございますでしょうか。	平成26年9月1日時点で、プレフィルター使用品10巻、中性能フィルター6枚の在庫がありますが、今後使用する可能性もあるため、適宜経費をお見積り下さい。	無
	16	別紙2-7	P132	フロント販売品目	マルチプラグとは、コンセントの変換プラグのことでしょうか。現在、販売されているメーカー、機種、型番を教えていただけますでしょうか。 切手の種類別に在庫数、使用数をご教示ください。	コンセントの形状を日本の規格に合わせる為のプラグになります。取扱いメーカーが複数社ありますので、利便性を踏まえて、ご提案下さい。 また、切手については、P132に記載されている通りになります。切手種別在庫数は経営のノウハウに関係することもあり、開示しませんので、利便性を踏まえて、ご提案下さい。	無
	17	別紙3-1	P137	清掃業務	【ガラス清掃】ガラス清掃範囲図（色図）のご開示をお願いします。 【カーペット】対象面積のb. 共用部分について、管理棟関連施設の面積のみの記載ですが、P.178. 平面図での講堂、映写室等は専有部の面積に含まれている認識でよろしいでしょうか。 【廃棄物収集・分別・保管】ごみの搬出・運搬について、一般廃棄物・産業廃棄物の排出事業者はJICA筑波との認識でよろしいでしょうか。 現在の収集業者の連絡先、担当者をご開示いただけますでしょうか。	ガラス清掃範囲図（色図）は、作成がきわめて困難ですので、別紙3-6で業務量を想定願います。詳細は、現場説明会において、必要な情報を確認願います。 P.178平面図での講堂、映写室等は専有部の面積に含まれています。 一般廃棄物・産業廃棄物の排出事業者はセンターです。センターが契約している廃棄物収集業者の情報は、本契約締結後に開示します。	無
	18	別紙9-1	P278	車両運行業務	車検の実施年月をご教示ください。 また、宿泊を伴う業務の有無についてご教示ください。	p.279 (2) に追記します。なお、宿泊を伴う業務は原則として想定していません。これについては、p.278 (3) に追記します。	有

業者名	No.	資料名	頁番号	項目	意見等	回答案	修正有無
（株）東急コミュニケーションズ	19	別紙14	P299	図書館運営業務	年間保守予定額については、本入札額に含めて提示する認識でよろしいでしょうか。 システム保守会社は、こちらで選定する必要がないとの認識でよろしいでしょうか。 また、JICA市ヶ谷の蔵書を取り寄せができると伺っておりますが、システムも連携しているのでしょうか。 システム保守について内容を教えていただけますでしょうか。	当センターの図書管理システムは、センター内だけのスタンドアローンのシステムであり、JICA市ヶ谷の図書館システムとは連携しておりません。システム保守については、現在、本システムを開発した社と契約していますが、他社と契約することは妨げません。もし、現契約先に保守を委託する場合は、p.299に記載の年間保守予定額を本入札額に含めてください。具体的なシステム保守内容は、機能追加、不具合調整、操作性向上のためのデータ管理等です。これについては、p.299(5)2)に追記します。	有
	20	別紙c	P32	従来の実施状況に関する情報の開示	【現行の要員シフトの開示】効率化提案を検討するために総括責任者、受付フロント、設備員、警備員、清掃スタッフ、車両運行スタッフ等の現行の要員シフトをご開示ください。	現行契約で規定しているポスト数については、別紙cに追記します。なお、各業務の具体的な要員シフトについては、現行契約先の社としての裁量・経営ノウハウに関わるものであり、当センターが開示することはできません。	有
アズビル（株）	21	実施要項（案）	P7	1-2. サービスの質の設定 (4) 費用負担等に関する留意事項 1) 消耗品等	【意見】本実施要項（案）では、「各業務で使用する消耗品は落札事業者負担とする。」と記載されており、別紙1-5及び1-6に詳細が記載されています。 各業務を実施するにあたり必要となる消耗品（薬剤や電池など）は理解できますが、基本的に宿泊者を含む研修員や来館者が使用するトイレットペーパー、便座シート、石鹼類、また施設を運用するうえで必要な管球類は、発注者負担とすべきではないでしょうか。 【理由】 別紙1-5及び1-6には、「平成27年度以降の使用量も概ね同等」と記載されていますが、宿泊者を含む研修員や来館者の人数は、落札事業者がコントロールできないものであり、すでに市場化テストによる入れを実施している中央官庁庁舎及び研修施設では、発注者負担となっています。	本契約においては、センター側、民間事業者側の事務手続きを簡略化する観点から、可能な限り実績を踏まえた予定数量で積算した経費を契約に包含する形式としています。なお、万一予定数量や想定単価と実績が大幅に乖離した場合（概ね当初想定量の10%を超える場合）には、別途の交渉により、契約変更をすることも想定しています。この点について、p.7(4)に追記します。また、経費負担について参考資料2を、追加する旨も併せて追記します。	有
	22	実施要項（案）	P11、P29	5. (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定 1) 必須項目審査及び別紙b	【意見】本実施要項（案）では、「過去10年間において50室以上の宿泊設備を有する施設の建物管理の業務受託実績」が必須項目となっており、有していない場合は失格となることが記載されています。この過去10年間の業務受託実績とは、同一施設連続10年の受託実績でしょうか。それとも10年間に1年でも受託していればよろしいのでしょうか。 後者をお考えであれば、業務品質を担保するうえで、少なくとも同一施設複数年継続の受託とするべきと考えます。 【理由】 過去、業務実績を得たい業者が単年度のみ受託し、そのことが業務品質低下の一因となっているケースが見受けられます。業務品質及び業務遂行能力を担保するうえで、同一施設の複数年継続業務受託実績は必要と考えます。	ご指摘の点は理解いたしますが、資格要件を厳格にしすぎることで競争性を阻害する恐れがありますので、本項目では、「過去10年間に1回1年間以上、50室以上の宿泊設備の業務受託実績」を有することを必須要件と考えます。	有
	23	実施要項（案）	P16	8. (1) 報告書について 3) 業務報告書の作成、提出及び保管	【意見】本実施要項（案）では、「当月分に係る業務月報を、その月の翌月の5日までにセンターに提出すること。」と記載されていますが、この5日とは曆日の5日ででしょうか。 右記理由により、当該日が休日の場合以外でも、曆日5日には提出が困難な場合があるため、その場合には当該変更を発注者（センター）に届け出て、協議できる旨を記載してはいかがでしょうか。 【理由】 曆日5日としますと、まず12月分を1月5日提出することは非常に困難であると考えます。また、4月分を提出する5月5日も、例えば設備定期点検における再委託業者の報告書が入手困難となる場合もあるため、左記記載のご検討をお願いします。	5日は曆日の5日という理解で結構ですが、ご指摘の点も勘案し、p.16(3)を「原則としてその月の翌月の5日～」と修正します。	有
	24	実施要項（案）	P35	(7) 契約に基づき落札事業者が講ずべき措置 11) 再委託の取扱い	【意見】 本実施要項（案）では、フロント業務のみ再委託を認められていません。しかし、総括業務の仕様書（別紙1-1）を読みますと、「委託された業務を統括し、全従業員の管理及び指導監督を行うと同時に、委託された業務について、センター職員との窓口となり、円滑な業務運営にあたる。」と記載されており、総括管理者としての高い知見が要求されています。また、評価表においても高い加点が配分されています。 よって、総括業務も再委託禁止とし、共同企業体で入札に参加する場合は、総括主任は代表者から選任するとしてはいかがでしょうか。 【理由】 左記理由によります。 また、すでに市場化テストによる入れを実施している中央官庁庁舎及び研修施設では、総括業務（案件によっては統括管理業務などの名称）は共同企業体代表者が実施するよう記載されています。	総括主任は再委託不可としていますが、総括主任を補佐する事務スタッフは再委託可と考えています。また、総括主任は全体の業務を取りまとめる重要な業務ですが、共同企業体として参加するのであれば、企業体全体で本業務の責任を担う体制が確立されていると判断できますので、共同企業体の代表者・構成員のいずれから総括主任を選定いただいても差支えないとなります。これに鑑み、総括主任代理については、「再委託先以外から立てることとする」旨、p.35(2)3)に追記します。	有

業者名	No.	資料名	頁番号	項目	意見等	回答案	修正有無
アズビル（株）	25	実施要項（案）他	P2他	1-1. 対象公共サービスの詳細な内容 (2) 業務の対象と業務内容	<p>【意見】本実施要項（案）では、2ページの「業務の対象と業務内容」の項目に、「本紙及び別紙に特別の記載がない限り、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書平成25年度版」のとおりである。』と記載されています。</p> <p>一方、別紙には中央監視装置、リモートユニット及び自動制御盤の保守点検のみ記載がありますが、上記共通仕様書の第2編「定期点検等及び保守」、第5章「監視制御設備」には、自動制御装置（検出器、操作器、制御弁等）の点検に関する記載があります。別紙に記載の中央監視装置、リモートユニット及び自動制御盤に加えて、自動制御装置も本業務に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>【理由】筑波国際センターにおける研修施設、宿泊施設、執務室等の快適環境維持及び省エネルギーにとって、自動制御装置の維持管理は非常に重要と考えます。</p>	ご指摘の通りの認識です。	無
	26	実施要項（案）	P7	1-2. サービスの質の設定 (4) 費用負担等に関する留意事項 1) 消耗品等	<p>【意見】本業務実施要領では、「本業務に係る必要経費は契約の中に含まれる。」と記載されています。</p> <p>しかし、自転車の整備や修理に係る経費は、その使用頻度や経年等に大きく左右されるため、落札事業者がコントロールできるものではありません。</p> <p>よって本業務で発生する経費は、発注者負担とすべきではないでしょうか。</p> <p>【理由】別紙1-2には、「例年の業務量は下記（平成25年度実績）から大きく変更はない」と想定している。』と記載されていますが、落札事業者がコントロールできないものは落札事業者の負担にすべきではないと考えます。</p>	本契約においては、センター側、民間事業者側の事務手続きを簡略化する観点から、可能な限り実績を踏まえた予定数量で積算した経費を契約に包含する形式としています。なお、万一予定数量や想定単価と実績が大幅に乖離した場合（概ね当初想定量の10%を超える場合）には、別途の交渉により、契約変更をすることも想定しています。この点について、p.7(4)に追記します。	有
大新東（株）	27	別紙9-1	P278	車両運行業務	<p>【意見】人員配置で、（うち1名は自動車管理責任者とし、他業務との兼務可）となっていますが、兼務は不適当ではないでしょうか？</p> <p>【理由】請負業務の観点から、指揮命令の確実な実施が求められると思います。責任者が他の業務を兼務している時に急な予定変更があった場合の対応の為、自動車管理責任者は本業に専念るべきだと考えます。</p>	本契約においては、民間事業者からの柔軟なご提案に基づいた要員配置を検討いただきたいため、本業務についても、各社の状況により「兼務可」としております。兼務をしない、というご提案を排除するものではありません。ただし、「兼務の場合においても、緊急時の対応等において自動車管理に対するできちんとした業務指示ができるような体制を取ることができること」、を条件として追記します。	有
	28	別紙9-2	P279	車両運行管理業務実施要領	～2台とする。は7台で宜しいでしょうか？	ご指摘に従い、p.279(2)を修正します。	有
	29	別紙9-2	P280	車両運行管理業務実施要領	<p>【意見】自動車管理者に求められる要件、1) 受注者の元での1年以上～とありますが、優秀な者でも新入社員では業務不可ということでしょうか？</p> <p>【理由】就業の機会を奪っているのではないかでしょうか？</p>	ご指摘を踏まえ、(5)(1)を「自動車管理者としての1年以上の業務経験を有すること。」と修正します。	有
	30	別紙9-2	P280	車両運行管理業務実施要領	<p>【意見】本業務に含まれる範囲の（7）6)月間基本走行距離までの燃料とありますが、契約開始時の燃料単価と比較し、±10%以上の価格差が生じた場合、補填や返金が必要ではないでしょうか？また、月間基本走行距離を超過した場合、超過距離に応じ別途センターに請求できるのでしょうか？</p> <p>【理由】契約期間が5年間という長期な為、リスクヘッジをした方が良いのではないかでしょうか？</p>	p.7(4)にも追記しましたが、契約時の単価と実績が大幅に乖離した場合（概ね当初想定量の10%を超える場合）には、別途の交渉により、契約変更をすることも想定しています。この点について、p.280(7)にも追記します。	有
	31	別紙9-2	P280～281	車両運行管理業務実施要領	<p>【意見】点検整備に係る費用負担②一般点検整備・～センターが費用を負担する。とありますが、基準が曖昧です。現契約のように具体的に示して頂けませんか？</p> <p>【理由】車検時に発生する『自賠責保険・印紙代・重量税』の費用はセンター負担ですか？経年劣化の具体的な年数・対象品は？</p>	ご指摘に従い、記載内容がわかりにくいため、p.280(7)とp.287(9)に費用分担についての記載を追記します。なお、現行契約では、走行距離もしくは登録年月からの経過年月によりセンターが経費を負担する区分を規定していますが、本契約においては、車両の新旧ではなく、点検時における車体の損傷や腐食が民間事業者の責によるものか否かという観点から、費用負担を検討することとしました。	有
	32	別紙9-2	P281	車両運行管理業務実施要領	<p>【意見】消耗品・備品の保管、購入で冬期用タイヤとありますが、冬期用タイヤ付きホイールと改表出来ませんか？また、契約期間中に管理車両に入れ替わった場合、記載の消耗品・備品はセンターが当初提供してくれるのでしょうか？</p> <p>【理由】タイヤのみだと、既存のホイールと都度入替が必要があり、タイヤが損傷します。</p>	ご指摘に従い、p.281(9)(3)を修正します。また、契約期間内に当センターの管理車両を更新する場合には、(9)(3)の消耗品は当初分としてセンターが準備しますので、補充・交換以降、負担いただきます。なお、今年度中に、マイクロバス1台と中型バス1台を更新する見込みですので、これについては、p.279(2)に追記します。	有

業者名	No.	資料名	頁番号	項目	意見等	回答案	修正有無
東京ビジネスサービス（株）	33	別紙1-1	P35	総括業務	<p>【意見】「センター全体の統括防火・防災管理者として、防火・防災業務を統括する。」と記載しておりますが、所轄消防署に確認したところ、受託業者の総括主任という立場では防火・防災管理者にはなれないとの回答を得ましたので、防火・防災管理者（オーナー側）をサポートするという文言に変更すべきと思われます。</p> <p>【理由】 つくば市消防署の指導による</p>	ご指摘に従い、p.35(1)4)を修正します。	有
	34	別紙5-10	P227	プール管理業務	<p>【意見】プール管理業務において、以下の資格が必要と思われます。 ・管理要員については全員警備員の資格者が必要。 ・プール衛生管理者資格を有すること。(1名)</p> <p>【理由】 ・警備員の資格→「警備業法第2条第1項第1号又は第2号」に該当 ・プール衛生管理者→文部科学省及び国土交通省発行の「プールの安全標準指針」に基づく。(つくば市筑西保健所からの指導有り)</p>	ご指摘に従い、p.227(1)2)を修正します。	有
	35	別紙5-10	P227	プール管理業務	<p>【意見】プールの管理について、以下の項目を追加すべきと思われます。 ・水質検査の実施（遊泳用プール水質検査）</p> <p>【理由】 文部科学省衛企四五号及び厚生労働省生活衛生局通知「遊泳用プールの衛生基準について」に基づく。</p>	ご指摘に従い、p.227(1)4)を修正します。	有
	36	別紙6-2	P238	設備定期保守点検業務実施要	<p>【意見】①作業周期について「年1回」と記載されておりますが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）」規則第4条に規定する飲料水の水質検査は、省略不可項目および金属等項目は「6ヶ月以内毎に1回実施」となっています。 したがいまして、下記のとおり修正することが望ましいと思われます。 年1回→年1回/6ヶ月に1回（検査項目による） また、②作業仕様についても、1項目（亜硝酸態窒素）を追加し、27→28項目に変更すべきと思われます。</p> <p>【理由】 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）」規則第4条に基づく。</p>	ご指摘に従い、p.238(2)を修正します。	有